

開催された定例議会、臨時議会の審議結果報告

◆第6回臨時会 ◎10月17日

議案名	内 容
平成30年度新十津川町一般会計補正予算	<p>歳入歳出にそれぞれ1,672万2千円を追加総額を63億451万円とする。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業振興促進条例による事務所、作業所設置に係る投資額に対する助成 1,000万円 ・新規機械導入、店舗バリアフリー化改修、販売管理システムの導入、物産展の出展等の補助件数が7件から8件に増えたことによる経費 548万円 ・文化伝習館暖房用ボイラー故障により、FF式ストーブ2台、移動式ストーブ2台を購入する経費 124万2千円

◆第4回定例会 ◎12月12日～14日

議 件 名	内 容
◇専決処分◇ ※専決処分とは 町長が議会の議決を経ずに自らの権限で決めること。	<p>図書館ギャラリー展示品盗難による損害賠償金額を専決処分したことへの承認。</p> <p>①盗難発生日時 平成30年10月12日 17時45分頃</p> <p>②盗難品 鉄の作品3点</p> <p>③損害賠償金 4万3,000円</p>
新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定	<p>高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯に対し、冬期間の暖房費の一部を助成。</p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者：昭和29年3月31日以前に生まれ 年金等の収入金額、合計所得金額の合計額80万円以下 身体障害者手帳1～2級所持者と同居 ・障がい者：重度身体障害者が世帯主 特別障害者手当の受給者が属する世帯 ・ひとり親世帯：児童扶養手当を全額支給され、受給者と対象児童以外に同居者がいない世帯 <p>②助成の内容</p> <p>1万円相当の商品券を1世帯につき1回限り交付</p>
新十津川町職員、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正	<p>平成30年8月の人事院勧告に基づき、町長、副町長、教育長、職員の給与等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日直手当：4,200円→4,400円 200円の増額 ・勤勉手当：100分の90→100分95 0.05ヵ月分引き上げ ・給 与 表：1級の初任給1,500円 高齢層400円の引き上げ 平均改定率0.2% ・期末手当：100分230→100分235 0.05ヵ月引き上げ ※町長等 ・改定により増額となる全体経費 309万円 ・一般職職員給与額年間約2万8,000円の増額